

## NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

### 平成26年度秋期理事会議事録

1. 日時：平成26年11月29日(土曜日) 12:30～13:20
2. 場所：発明会館ホール7階会議場
3. 出席者数：理事総数70名中55名参加、そのうち会議出席29名、書面表決26名

会議出席者29名、議決権行使書による表決者26名であることから、本理事会における審議は成立することが事務局水谷勝理事より宣言された。次いで、定款第34条に従って本理事会の議長には馬場保昌理事長が指名された。また、議事録署名人には仲村明恒理事、川上哲弘理事が推挙され全会一致で承認された。引き続き馬場議長が開会を宣言した。

本議事録には、議事の進行に沿って第1号～第4号議案(審議案件)と審議結果および第5号～6号議案(報告案件)、追加報告案件を順に記した。なお、初出を除いて発言者氏名は略した。

#### 第I部

##### 審議案件

#### 1 第1号議案：定款の追加および変更について

事務局水谷理事より説明があった。細井董三前理事長の退任に伴い、顧問として赴任していただくにあたり、顧問設置に関する定款案を運営委員会で起案したと報告した。また、東京都保健医療公社の移転に伴い事務所を移転するとともに1ヶ所にまとめる定款変更案を運営委員会で起案したので、審議をお願いしたいと説明した。

続いて審議に入り、出席理事29名、議決権行使書26名の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

#### 2 第2号議案：胃がんX線検診指導講師任命規程案について

X線精度管理・評価委員会委員長剛崎理事より説明があった。胃がんX線検診基準撮影法指導講師の方々に対し、撮影法のみならず読影を含む検診全体における指導者として位置付けるために、「胃がんX線検診指導講師」に移行していただくこと、また新規の指導講師候補者を募り、組織を拡充していく目的で、胃がんX線検診指導講師任命規程を運営委員会で起案したので、審議をお願いしたいと説明した。

また平成30年度までの5年間は制度移行期間として指導講師任命試験を実施する代わりに、各支部医師代表ならびに技師代表の推薦により新任指導講師を選出すること、従来の基準撮影法指導講師の方が本規程に基づいて更新手続きを行うのは平成31年度となることが補足説明された。

続いて審議に入り、出席理事29名、議決権行使書26名の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

#### 3 第3号議案：九州支部医師代表の交代の件について

水谷理事より説明があった。九州支部ではこれまで中原慶太理事に医師代表を務めていただいていたが、昨年秋期理事会において支部運営委員会委員長に赴任したため、平成27年4月より森田秀祐医師に九州支部医師代表を交代いただく案を支部運営委員会および運営委員会で起案したので審議をお願いしたいと説明した。

続いて審議に入り、出席理事29名、議決権行使書26名の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

#### 4 第4号議案：新規理事候補の件について

続いて水谷理事より説明があった。当法人の目的事業(消化器がん検診の標準化に関する調査研究事業、医師・技師に関する教育研修事業)の遂行を円滑に実施するために、第3号議案で可決承認され来春より九州支部医師代表を務めていただく森田医師、関東甲信越支部技師代表を務める中村祐二郎技師、X線精度管理・評価委員、教育研修委員および財務委員を務める富樫聖子技師の3名を新規理事候補者とする案を運営委員会で起案したので審議をお願いしたいと説明があった。

続いて審議に入り、出席理事29名、議決権行使書26名の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

## 第Ⅱ部 報告案件

#### 5 第5号議案：胃がんX線検診基準撮影法指導講師更新規程について

剛崎理事より説明があった。第2号議案で可決承認された胃がんX線指導講師任命規程に関連し、現行の胃がんX線基準撮影法指導講師の名称移行を目的として、X線精度管理・評価委員会で更新規程を定めたのでご確認いただきたいと報告した。また、本理事会後、書類を準備し、平成26年12月末までに更新手続きを受けていただく予定であると説明した。前述のとおり、第2号議案で可決承認された任命規程に則って更新手続きを受けていただくのは平成31年度であることが補足された。

#### 6 第6号議案：平成26年度胃がんX線検診指導員任命試験の延期について

引き続き剛崎理事より説明があった。胃がんX線検診指導員任命試験は規程により年1回行うことになっており、昨年度に倣うと平成27年2月頃に実施予定であるが、新規指導員が増えすぎると支部で管理できなくなるとの意見もあり、支部における指導員数のあり方を再検討する必要性が生じていると報告した。運営委員会では支部運営委員会とともに意見を調整し、必要に応じて次回理事会において規程の変更を行ったのちに、平成26年度の任命試験を開催する方針とし、次回の任命試験は年度をまたいで平成27年5月以降に延期することとしたと説明した。また、本案件は理事会後にホームページで告示する予定であることが補足された。

#### 追加報告案件：平成25年度決算報告書と監査について

追加報告として、本で行われた監査に伴い提出された決算報告書に関して、國分周税理士より説明があった。次いで監査について小川利政監事が発言した。昨年度の収支には誤りは無いことを確認したが、業務内容に関して事業報告書がまだ提出されていないこと、ホームページに定款の記載・過去に開かれた理事会の議事録が掲載されていないことなどの不備があるため、改善いただきたいとの指摘があった。また、支部の収支を目に見えるよう分かりやすくしていただきたいとの要望があった。最後に原田容治監事が、資産の適切な使い道を考えるべきではないか、特に資金面で苦勞している支部に使うべきではないかと指摘した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成26年12月

議長 理事長 馬場 保昌  
議事録署名人 理事 仲村 明恒  
理事 川上 哲弘

## NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

### 胃がん X 線検診指導講師任命制度規程 (案)

#### (目的)

##### 第 1 条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 (以下、当法人) が、当法人の設立主旨に賛同するとともに胃がん X 線検診の撮影や読影に関する基本的な知識を有する者に対して、胃がん X 線検診指導講師任命試験 (以下、指導講師任命試験) を実施することで、医師・放射線技師に対する教育研修事業、胃がん X 線検診の精度管理評価事業、技術部門・読影部門検定事業、および学術集会開催事業に協力し、かつ胃がん X 線検診指導員に対して指導的な役割を担う胃がん X 線検診指導講師 (以下、講師) を選任し、ひいては胃がん X 線検診の精度向上に寄与することを目的として定める。

#### (指導講師任命試験と任命証)

##### 第 2 条

1. 当法人は、本規程に従って指導講師任命試験を毎年 1 回実施する。
2. 当法人は、指導講師任命試験に合格した者を試験実施年の 4 月 1 日付で指導講師として登録するとともに、「胃がん X 線検診指導講師任命証 (以下、指導講師任命証)」を発行する。
3. 前項の「指導講師任命証」は、当法人の胃がん X 線検診指導員をはじめ、当法人の会員や当法人が企画・開催する講習会の受講生ならびに他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診に関する基本的な事柄について教育・指導能力を有することを証明するものである。

#### (指導講師任命試験実施委員会と指導講師任命試験合否判定委員会)

##### 第 3 条

1. 公正かつ円滑な指導講師任命試験の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員長、副委員長ならびに委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表からなる胃がん X 線検診指導講師任命試験実施委員会 (以下、指導講師任命試験実施委員会) を、毎年 11 月に設置する。
2. 指導講師任命試験実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。
3. 指導講師任命試験実施委員会は、本規程に従って指導講師任命試験を企画し実施する。
4. 指導講師任命試験実施委員会の委員長は、胃がん X 線検診指導講師任命試験合否判定委員会 (以下、指導講師任命試験合否判定委員会) の委員長を兼務する。
5. 指導講師任命試験実施委員会の委員は、指導講師任命試験合否判定委員会の委員を兼務する。
6. 指導講師任命試験実施委員会は、指導講師として登録された者が当法人のホームページに公表された時点で解散する。

(指導講師任命試験の受験料と公示)

第4条

1. 指導講師任命試験の期日、必要な事項および受験料は、毎年度当法人のホームページに公示する。
2. 当法人は指導講師任命試験の期日、必要な事項、および受験料を別途定めることができる。

(受験資格)

第5条

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。
  - (1) 当法人の会員
  - (2) 胃がん X 線検診指導員資格を取得後3年以上が経過し、かつ任命証を有する者
2. 指導講師任命試験実施時点での検定試験の管理者(理事長・副理事長・下部組織委員会の委員長と副委員長・事務局長・支部医師代表と支部技師代表)については受験を認めない。

(受験申請書類)

第6条

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる受験申請書類一式を当法人本部事務局より受け取り、受験申請書類正1通を所定の封筒を用いて所定の期日までに当法人本部事務局に提出するものとする。
  - (1) 胃がん X 線検診指導講師任命試験受験申請書
  - (2) 胃がん X 線検診指導員任命証の写し
  - (3) 受験料の振替払込請求書兼受領証の写し
  - (4) 受験票
  - (5) 業績目録(5年以内の学会発表・論文発表・検査件数/読影件数)
2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、指導講師任命試験の受験を認めない。

(手続き)

第7条

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、当法人のホームページより受験申請書類を請求する。
2. 受験申請書類の請求期間は、原則として毎年度11月第2月曜日から2週間とする\*<sup>1</sup>。
3. 指導講師任命試験を受けようとする者は、当法人本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正1通を当法人の本部事務局に郵送する。
4. 受験申請書類の受付期間は、毎年度12月第2月曜日から1週間とする\*<sup>2</sup>。
5. いったん納入された受験料と受験に関する費用は返還しない。
6. 当法人の本部事務局は受験申請書類一式の記載事項を点検した後に、指導講師任命試験を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送する。

---

\*<sup>1</sup> 指導員任命試験は、毎年度12月第2月曜日から2週間

\*<sup>2</sup> 指導員任命試験は、毎年度1月第2月曜日から3週間

(審査要件)

第8条

1. 指導講師任命試験の審査要件は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 受験申請書類一式
  - (2) 指導業績
  - (3) 筆記試験
2. 前項の(2)指導業績の審査は、指導講師任命試験実施委員会が作成した指導業績調書の書類審査をもって行う。
3. 前々項の(3)筆記試験は指導講師任命試験実施委員会が作成したマークシート形式または記述式問題とする。

(合否判定基準と合否判定)

第9条

1. 指導講師任命試験合否判定委員会は指導講師任命試験における合否判定基準を定める。
2. 指導講師任命試験合否判定委員会は指導業績調書の書類審査と筆記試験の合否を判定し、X線検診精度管理・評価委員会に報告する。

(任命証と登録)

第10条

1. X線検診精度管理・評価委員会は、指導講師任命試験の合否結果を理事長、運営委員会、本部事務局に文書で通知する。
2. 本部事務局は、指導講師任命試験の合否結果を受験者に通知する。
3. 本部事務局は、指導講師任命試験に合格した者を当法人の胃がんX線検診指導講師として登録するとともに、「胃がんX線検診指導講師任命証」を発行し郵送する。

(指導講師資格の更新)

第11条

1. 指導講師資格の更新は5年毎とする。
2. 更新には以下の各号に定める講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得を要する。
  - (1) 胃X線検診精度管理研究会が企画する学術集会
  - (2) 教育研修委員会が企画する講習会・研修会
  - (3) 各支部が企画する講習会・研修会
  - (4) その他、当法人が定める講習会・研修会・勉強会
3. 当法人は前項に定めた講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得要件と更新料、および更新に世する手続きを別途定めることができる。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類 (胃がん X 線検診指導員資格更新保留申請書) を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間中は、指導員を呼称することはできない。

(附則)

1. この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度までの 5 年間は制度移行期間として指導講師任命試験を実施する代わりに、各支部医師代表ならびに技師代表の推薦により新任指導講師を選出する。選任の手続きは、別途 X 線検診精度管理・評価委員会が定めることができる。
2. 平成 26 年 12 月 31 日時点で、胃がん X 線検診基準撮影法指導講師任命規程を廃止し、既存の基準撮影法指導講師を胃がん X 線検診指導講師に任命する。
3. 平成 26 年 12 月 31 日時点で既存の基準撮影法指導講師から胃がん X 線検診指導講師に任命された者の第 1 回目更新手続きは平成 31 年度に実施する。
4. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。

平成 26 年 12 月 1 日 施行 予定

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 X 線検診精度管理・評価委員会の運営規約第 2 号 胃がん X 線検診基準撮影法指導講師任命規程 第 11 条ならびに第 13 条に従い、基準撮影指導講師の更新規程を定める。

2014 年 11 月 14 日

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

X 線検診精度管理・評価委員会

委員長 剛崎 寛徳

(X 線検診精度管理・評価委員会 平成 26 年度 規約第 1 号)

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

X 線検診精度管理・評価委員会

## 胃がん X 線検診基準撮影法指導講師 更新規程

(趣意)

第 1 条

この規程は NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 (以下, NPO 精管構)X 線検診精度管理・評価委員会 (以下, 精度管理・評価委員会) が定める胃がん X 線検診基準撮影法指導講師 (以下, 指導講師) 任命規程に従って, 同講師の資格更新における必要事項を定めるものである。

(更新者の権利)

第 2 条

本規程に定める更新手続きが完了した指導講師には, 新たな指導講師任命規程\*1が施行された時点で同任命証を発行する\*2。

(更新の時期)

第 3 条

指導講師の資格更新手続きは平成 26 年 12 月末までに 1 回のみ行うものとし, 以後実施しない。

(更新者の対象者)

第 4 条

指導講師の資格を更新しようとする者は, 次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 当法人の会員
- (2) 指導講師資格取得者

(更新の方法)

第 5 条

指導講師資格の更新を希望する者は, 次の各号に掲げる書類一式を整えて所定の期日までに, 精度管理・評価委員長に提出するものとする。

---

\*1 平成 26 年 11 月理事会において審議案件として審議予定の胃がん X 線検診指導講師任命規程

\*2 無試験, 無費用



- (1) 胃がん X 線検診基準撮影法指導講師 更新申請書
- (2) 胃がん X 線検診基準撮影法指導講師 活動状況報告書

(附則)

1. この規程は平成 26 年 11 月 14 日から施行する。

平成 26 年 11 月 14 日 施行

決算報告書

平成25年度

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

# 貸借対照表

平成26年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,491,344	25,664,466	2,826,878
現 普 通 預 金	1,549,992	15,664,466	△ 14,114,474
短 期 貸 付 金	26,941,352	10,000,000	16,941,352
	0	107,120	△ 107,120
流動資産合計	28,491,344	25,771,586	2,719,758
2. 固定資産			
有形固定資産			
工 具 器 具 備 品	0	22,522	△ 22,522
有形固定資産合計	0	22,522	△ 22,522
固定資産合計	0	22,522	△ 22,522
資産合計	28,491,344	25,794,108	2,697,236
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 消 費 税 金 等 金	19,723	0	19,723
前 受	167,100	0	167,100
	333,000	0	333,000
流動負債合計	519,823	0	519,823
負債合計	519,823	0	519,823
III 正味財産の部			
前 期 繰 越 正 味 財 産 額	25,794,108	15,408,076	10,386,032
当 期 正 味 財 産 増 減 額	2,177,413	10,386,032	△ 8,208,619
正味財産合計	27,971,521	25,794,108	2,177,413
負債及び正味財産合計	28,491,344	25,794,108	2,697,236



# 財産目録

平成26年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金として	1,549,992
		普通預金		26,941,352
		胃X線精度管理研究 委員会		1,733,195
		第21回学術集会 本部		200,000
		広報編集委員会		756,405
		X線検診精度管理・ 評価委員会		551,554
		事務局		3,749,318
		教育研修委員会		14,546,395
		支部運営委員会		1,374,822
		北海道		1,057,768
		東北		323,675
		関東甲信越		570,106
		東海北陸		438,909
		近畿		561,849
中国四国	660			
九州	299,170			
				777,526
流動資産合計				28,491,344
資産合計				28,491,344
(流動負債)	未払金 未払消費税等 前受金			19,723
				167,100
				333,000
流動負債合計				519,823
負債合計				519,823
正味財産				27,971,521